

11 貸付から返還までの例

例：令和7年4月に4年制大学へ入学し、4年間の貸付（総額1,600,000円）を受け、令和10年度（令和11年3月）に卒業を予定している方で、毎月（月賦）の返還を申し出された場合

令和7年4月 **大学入学**
貸付に必要な書類の提出
申し出のあった口座へ貸付金の振込み

令和8・9・10年の各4月
貸付（継続）に必要な書類の提出 ※毎年提出していただきます。
① 在学証明書
② 成績証明書（前年度分）
③ 連帯保証人の印鑑登録証書
④ 連帯保証人の所得を証明する書類等
⑤ 連帯保証人の住民票の写し
⑥ 借用証書

令和11年3月 **大学卒業**

令和11年4月 **返還に必要な書類の提出**
① 卒業証明書
② 奨学資金返還方法申出書
③ 奨学資金口座振替届 ※金融機関で手続きを行っていただきます。

令和11年10月 **返還開始**（8年間：計96回の返還）
※毎月末に届出口座から引き落としをします。月末が休日に当たる場合は翌営業日となる場合があります。

令和19年9月 **返還終了**

12 その他

- ▼ 偽りその他不正な手段により奨学金の貸付けを受け、奨学資金の貸付けの決定を取り消された方は、奨学資金として貸付けを受けた金額の全額を直ちに返還していただきます。

13 書類の提出先・お問合せは・・・

岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 総務政策係
場所：福祉会館（岡崎市役所東庁舎東隣）4階
住所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
電話：(0564) 23-6438 FAX：(0564) 23-6558

岡崎市奨学資金貸付金募集案内

岡崎市奨学資金貸付金の特色

- (1) **無利子の貸付金です。**
- (2) **正規の修業年限の間、年額400,000円の貸付が受けられます。**
- (3) **大学等を卒業後、貸付を受けた2倍の期間で返還できます。**

1 制度の概要

- ▼ 経済的な理由で大学等への修学が困難な学生（以下「奨学生」という。）に対し、修学に必要な資金（以下「奨学資金」という。）を無利子で貸し付ける制度です。
- ▼ 貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限を終了する日の属する年度までです。
- ▼ 卒業した月の翌月から起算して6月を経過した後に返還が開始となります。貸付けを受けた期間の2倍の期間内で全額返還していただきます。
※ 奨学資金の貸付けの決定を取り消された場合は、取り消された日の属する月の翌月から起算して3月を経過後から返還が開始となります。
- ▼ 日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。

2 資格及び条件

- ▼ 申請日現在で岡崎市内に引き続き1年以上住所がある方の子
- ▼ 経済的な理由で大学等への修学が困難な学生（「6 審査基準」の「▼所得基準」を御確認ください。）
- ▼ 令和7年度において学校教育法に規定する大学（専攻科・別科・大学院の課程を除く。）・専修学校（専門課程に限る）に在学又は入学予定の方
※ 既に大学等に在学されている方も申請できます。その場合も、正規の修業年限を終了する日の属する年度までが貸付期間となります。
- ▼ 修学の意味が強く、成績が優秀な方（「6 審査基準」の「▼学力基準」を御確認ください。）

3 貸付金額（年額400,000円）

- ▼ 貸付開始は入学（進級）後の令和7年4月下旬以降となります。
- ▼ 貸付決定後は正規の修業年限の間、毎年4月以降に貸付けを行います。
- ▼ 貸付要件の確認のため、毎年4月初旬に貸付に必要な書類を提出していただきます。
※ 期限までに必要書類を提出いただけない場合は、貸付けを取消す場合があります。
- ▼ 休学をした場合や停学の処分を受けた場合は、貸付けを取消します。なお、復学後に再度、貸付けを希望する場合は、改めて申請していただく必要があります。
- ▼ 偽りその他不正な手段により、奨学資金の貸付けを受けた場合は、貸付を取消し、直ちに全額を返還していただきます。

4 募集人数

- ▼ 20人程度（予定）
 - ※ 令和7年度予算の範囲内で貸付けをさせていただきます。なお、来年度予算が確定するのは令和7年3月末となります。

5 申請手続（期間、方法、提出書類など）

- ▼ 申請期間
令和6年10月1日（火）から令和6年11月29日（金）の午後5時15分まで
 - ※ 土・日曜日、祝日の閉庁日を除く。
- ▼ 申請方法
原則、提出書類は教育委員会事務局教育政策課(市役所福祉会館4階)へ持参してください。
- ▼ 提出書類（①の申請書は指定の様式を使用してください。）
 - ① **奨学資金貸付申請書**（別紙「記載例」を参考にしてください。）
 - ② **世帯全員（所得のない高校生以下は除く。）の令和6年度市民税県民税課税（所得）証明書**
 - ※ 「課税（所得）証明書」は、市役所東庁舎3階市民税課、1階市民課又は最寄りの支所で交付しています。交付申請時に申請区分を「所得証明（控除有）」、使用目的を「奨学金申請」として交付申請していただくと無料で交付されます。
 - ③ **成績証明書**
 - ※ 在学期又は出身校で証明書の発行を受けてください（通知表等では申請できません。）。
 - ※ 令和5年度（昨年度）の成績が掲載されているものを提出してください。令和5年度に在学していない場合は、令和4年度以前で直近の成績証明書を提出してください。
- ▼ その他注意事項
受理した書類は返却できませんので御了承ください。

6 審査（選考）基準

- ▼ 学力基準：高等学校等における令和5年度の全履修科目の評定平均値が5段階評価で**3.5以上**あること。
 - ※ 成績が優(秀)・良・可などの場合は、優(秀)=4.5、良=3.5、可=2.5とします。
 - ※ 令和5年度に在学していない場合は、令和4年度以前（直近の年度）の評定を学力基準とします。
- ▼ 所得基準：貸付予定者の世帯全員の所得（「5 申請手続」の提出書類②の所得）等に基づく収入率が**1.0以下**であること。
 - ※ 「収入率」の計算は、別紙「所得基準について」を御確認ください。
- ▼ 審査について
学力基準・所得基準に基づき、申請者の家庭状況等を審査して、貸付けを決定します。
 - ※ 審査の結果、貸付けを受けられない場合があります。
 - ※ 申込み者が多数の場合、選考基準を満たしていても貸付けできない場合があります。

7 審査結果の通知

- ▼ 審査結果は、令和7年1月下旬頃に、貸付の決定は、令和7年4月にそれぞれ通知を予定しています。

8 貸付の手続（提出書類）

- ▼ 貸付決定後、連帯保証人を選任のうえ、次の書類を提出（令和7年4月中旬予定）していただきます。
- ▼ 連帯保証人について
連帯保証人は2名必要です（2名の連帯保証人が立てられない場合は、貸付けができません。）。
 - ① 1名は保護者
 - ② 1名は保護者以外（債務返済能力のある独立生計（別世帯）を営んでいる方）の方で、以下のいずれかの条件を満たす方
 - ア 令和5年分（令和6年度の「課税（所得）証明書」の内容）の**合計所得が42万円を超えていること**
 - イ 貸付総額と同等の財産（預貯金、固定資産等）を有すること
 - ※ 「イ」に該当する場合は、事前に連絡してください。
- ▼ 提出書類（借用証書等）について
 - ① 借用証書
 - ② 在学証明書（令和7年4月1日以降に発行されたもの）
 - ③ 連帯保証人（2名分）の住民票の写し・印鑑登録証書
 - ④ 連帯保証人（保護者以外）の所得等を確認するための書類（ア・イのいずれかの書類）
 - ア 令和6年度市民税県民税課税（所得）証明書（合計所得が42万円を超えている方）
 - イ 預貯金残高証明書・固定資産評価証明書等（「ア」に該当しない方）
 - ⑤ 奨学資金口座振込申出書

9 返還等

- ▼ 返還方法について
 - ※ 卒業後、貸付けを受けた期間の2倍の期間内で返還していただきます。
 - ※ **返還開始前に、奨学資金返還方法申出書を提出していただきます。**
 - ※ **毎月払い、半年払い（毎年7月、12月）又は年払い（毎年12月）、一括払い（12月）のいずれかで口座振替（自動払込）による返還となります。**
 - ※ 返還の途中で、全額を一時に返還し、又は一部を繰り上げて返還することも可能です。
- ▼ 返還の猶予又は免除について
 - ※ 奨学生が進学をしたとき又は災害、傷病その他特別な理由によって奨学資金の返還が困難であると認められるときは、その返還期間を猶予することができます。
 - ※ 奨学生が死亡したときその他特別な事情があるときで、かつ、特に必要があると認められるときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができます。
- ▼ 返還を滞納した場合
 - ※ 決められた納期限までに返還がされない場合、督促状を送付させていただきます。
 - ※ 納期限までに完納をされない場合において、納入すべき金額に、納期限の翌日から完納までの期間の日数に応じて、民法第404条第2項に規定する法定利率の割合を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収させていただきます。

10 各種変更の届出

※その他、不明な点は教育委員会教育政策課へお問合せください。

- ▼ 住所・氏名等の変更があったときや、連帯保証人の変更が必要なときは…
奨学生や連帯保証人の住所・氏名、学校・学部・学科又は課程等に変更があったときは、「**住所等変更届**」により届出が必要となります。連帯保証人がお亡くなりになられた際など、連帯保証人の変更が必要なときは、「**連帯保証人変更届**」により届出が必要となります。